議事要旨(1) リスク分担型DBに関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、リスク分担型 DB に関する会計処理の検討に関する審議を行う旨が説明され、引き続き、藤澤研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 制度の導入時の場合と制度の導入後に新たな労使合意に基づく規約の改訂がなされる場合を並列に記載すると、頻繁に規約の改訂が可能な印象を与える可能性がある。そのため、分類の再判定を規定している第 5 項に「新たな労使合意に基づき規約の改訂等がなされた場合には、第 3 項における新たな制度の導入とみなす」等とする取扱いを付記することで、第 3 項から「新たな労使合意に基づく規約の改訂がなされる場合」の記述を削除してはどうか。
  - 第 3 項は、労使合意に基づき規約が複数回改訂された場合は、最終改訂時の規約を指すことが明らかではなく、厳密には正確性に欠けていると考える。また、規約の改訂がなされた場合は、「当該改訂時」の規約ではなく、「当該改訂後」の規約といった文言に見直してはどうか。

  ある委員より、次のコメントがあった。
  - 計上した未払金等は、当該特別掛金相当額の拠出の都度、取り崩される」としているが、「拠出の都度」では、拠出の時期についてのみしか示していないため、「拠出額と同額が」という文言を追加してはどうか。

  ある委員より、次のコメントがあった。
  - 公開草案の公表時に質問事項を設けて、論点を明らかにした形でコメント募集を行うことに賛成する。

  これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。
  - 文案に関しては、いただいた意見を踏まえて検討する。

なお、可能であれば、次回の委員会において、実務対応報告の公開草案の公表承認に関する審議を行う旨が説明された。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。